

教私第1821号  
令和3年7月30日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

本日、大阪府等が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言措置を実施すべき区域とされたことを受け、大阪府では、第56回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府立学校における今後の教育活動について、別添資料のとおり決定しました。

私立学校園への要請内容につきましては、令和3年7月9日付け教私第1717号により通知した内容とほぼ同様ですが、全ての場面において改めて感染症対策を徹底いただくとともに、下記要請内容についてご協力いただきますようお願いいたします。なお、下線部が変更した内容です。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 期間

令和3年8月2日（月）から令和3年8月31日（火）まで

2 要請内容

○授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。  
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱  
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」  
（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

○修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は延期  
または中止

○部活動について

- ・感染防止策を徹底しながら実施
- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない。
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

【添付資料】

- ・府立学校における今後の教育活動について  
(第 56 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について (鑑・別紙)  
(令和 3 年 7 月 3 0 日付け教育振興室長通知)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応  
について (鑑・別添資料)  
(令和 3 年 7 月 3 0 日付け大阪府教育委員会教育長通知)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4858)

幼稚園振興グループ

成相、菅 (       "       内線 4816)

専各振興グループ

国領、江藤 (       "       内線 4862)